

期限後裏書と悪意の抗弁

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 保住, 昭一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9231

判例研究

— 民法 —

期限後裏書と悪意の抗弁

保 住 昭 一

為替手形金請求事件

(最高裁判所昭和三四年(オ)第七〇五号昭和37・9・7第二小法廷判決(一審鳥取地裁倉吉支部・二審広島高裁松江支部) 最高裁判所民事判例集一六卷九号一八七〇頁棄却)

〔事 実〕

Z会社(被告)は、昭和三三年一月一日に支払人をY会社(被告・被控訴人・上诉人)とする為替手形一通を自己指図で振出し、Y会社は、同月五日右手形の引受をした。Z会社は、同月一日に右手形を訴外S銀行に対して支払拒絶証書作成の義務を免除したうえ裏書譲渡し、訴外S銀行は、支払期日の翌日である昭和三三年一月六日に支払場所に右手形を呈示して支払を求めたところ、引受人Y会社は支払を拒絶した。X(原告・控訴人・被上告人)は、右手形を昭和三三年二月二八日に訴外S銀行から、いわゆる期限後裏書により譲渡をうけて所持人となつたので、振出人Z会社および引受人Y会社を相手に、本訴において右手形金の請求をした。

ところで本件為替手形をY会社が引受けたのは、Y会社がZ会社からウドン箱仕組板ならびにソウメン箱仕組板各四千箱を買いうける契約をしたので、その代金支払の方法となされたものであつたところ、Z会社は右仕組板の

引渡を履行しなかつたので、Y会社はZ会社と折衝のうえ、昭和三年二月三一日右仕組板の売買契約を合意解除し、本件手形は支払期日までにZ会社から返還をうける約束であつた。そこで一審裁判所は、右売買契約の合意解除によりY会社の手形金支払債務は消滅したから、Y会社は民法四六八条二項により、Xの善意悪意を問わず債権譲渡通知に相当する本件手形の期限後裏書ならびに交付までに生じた手形債務消滅の抗弁をXに対抗することができる、と判断して、引受人Y会社に対するXの請求を棄却し、振出人Z会社に対する請求のみを認めた。

これに対し原審裁判所は、Y会社とZ会社との合意解除による債務の消滅は、本件手形の引受人Y会社と振出人Z会社との間に生じた事由にとどまり、Z会社から本件手形の裏書譲渡をうけた訴外S銀行には対抗できない事由であつて、ただ、訴外S銀行が悪意の取得者である場合に限り手形法一七条により対抗することができる、したがつて、同銀行から期限後裏書により本件手形を取得したXに対しても手形法二〇条により右抗弁を対抗することができる、と判断したうえ、手形取得者の悪意の有無は、手形取得の時期を標準とすべく、S銀行がZ会社から裏書譲渡をうけたのは昭和三年一月一日であり、契約が合意解除されたのは同年末であるから、特別の事情のない限り手形取得の当時S銀行に悪意の成立する余地はない、と認定、したがつて、Y会社の債務消滅の抗弁は裏書人であるS銀行に対抗できない以上、S銀行から期限後裏書により本件手形を取得したXに対しても対抗することはできない、としてY会社の主張を排斥し、なお、訴外S銀行が善意であつても、Xは契約解除の事情を知らながら本件手形を取得したのであるから悪意の取得者であり、右抗弁を対抗できるとのY会社の主張に対しても、期限後裏書は指名債権譲渡の効力を有し、指図債権の効力を有するものではないから、民法四七二条の適用はない、と判示して、結局、Y会社の主張を全部排斥し、一審判決のY会社勝訴の部分を取消したうえ、Xの請求を全面的に認容した。

〔上告理由〕

第一点 Xの手形取得は期限後裏書であるから、指名債権の譲渡の効力を有するにすぎない。しかるにY会社の債務は、契約の解除により消滅しているから、民法四六八条二項により、支払義務消滅の抗弁をXにも対抗することができるものと解すべく、原審判決は手形法二〇条一項但書と民法四六八条二項の解釈を誤っている。

第二点 Xの手形取得は、Y会社とZ会社との契約が合意解除され、Y会社の債務が消滅した事情を知らながらなされたものであるから、いわゆる悪意の取得者である。たとえXの直前のS銀行が悪意の取得者でないという事実が介在していたとしても、Xが本件手形取得当時悪意である以上、Y会社はXに対して悪意の抗弁を対抗できるものというべく、原審判決は、判例（大判昭一六・一・二七集二〇・三七ならびに最判昭三〇・五・三一集九・八一一等参照）違背の違法がある。

〔判 旨〕 棄却

「拒絶証書作成期間後の裏書は指名債権の譲渡の効力のみを有することは手形法二〇条一項但書の規定するところであるが、その趣旨は、期限後裏書は裏書人の有する手形上の権利を被裏書人に移転せしめる効力のみを生ずることを意味し、裏書人の有する以上の権利を被裏書人に取得せしめるものではなく、裏書人の地位を承継せしめる効力のみを有するものと解すべきである。従つて、手形債務者が裏書人に対抗することができなかつた事由を以つて被裏書人に対抗することができないものであり、また裏書人が手形取得当時善意であつたがため裏書人に対抗できなかった事由について被裏書人が仮令手形取得当時その事由を知つていたとしても、これを以つて被裏書人に対抗することができないものと解するのを相当とする。本件において期限後裏書人である訴外銀行は本件手形取得当時、上告人（Y会社）と訴外（Z）会社間に行われた……契約解除の事実については全然善意であつたことは原判決の確定するところであるから、上告人（Y会社）は右解除の事実を以つて裏書人である訴外銀行に対抗することができないこと明白であり、従つて右訴外銀行の地位を承継した被裏書人である被上告人（X）に対しても、その善意・悪意を問わずこ

れを以つて對抗することができないものと解すべきである。」

〔反対意見（裁判官 藤田八郎）〕「支払拒絶証書作成期間経過後になされた裏書（後裏書）について、手形法二〇条は「指名債権ノ譲渡ノ効力ノミヲ有ス」と規定する。これはこの段階における手形については、もはや手形の流通を円滑容易ならしめるために裏書に認められた特別の効力をみとめる必要はなくなつたのであるから、いわゆる人的抗弁切断の法則（手形法一七条本文——指図債権の譲渡につき民法四七二条）は適用されず、指名債権の譲渡の場合と同じく、手形債務者は、裏書人に対抗し得べかりし一切の人的抗弁をもつて、被裏書人の善意、悪意にかかわらず被裏書人に対抗することができるとを意味するものである。しかし、さればといつて、手形債務者が後裏書の被裏書人に対して、前者たる裏書人に関係なく有する抗弁を對抗し得ることを妨げるものでないことは、また指名債権譲渡の場合と同じであるといわなければならない。そして期限後の手形といえども、手形が原因関係たる実質上の法律関係の手段である本質を失うものではないのであるから、手形につきその原因関係において支払を拒絶し得る正当の事由があり、しかもかかる事由の存在することを知りながら手形を取得した被裏書人に対しては、債務者は、いわゆる悪意の抗弁をもつて對抗し得るものと解しなければならない（手形法一七条但書）。とすれば本件において、若し、被上告人（X）が上告人（Y会社）主張にかかる売買契約解除の事実を知つて本件手形を取得した事実があるにおいては、上告人（Y会社）は手形の支払を拒絶し得べき正当の理由あるものといふべきであつて、原判決は後裏書の場合における手形法の解釈をあやまつて、上告人（Y会社）の抗弁を排斥した違法あるに帰し、論旨は……理由あり、原判決は破棄を免れない。」

〔批評〕 判旨は正当である。

一 手形の満期における支払がないために支払拒絶証書が作成された場合（引受がないために引受拒絶証書が作成された場合も同様である）、または拒絶証

書が作成されたか否かを問わず、支払拒絶証書の作成期間(手四四)を経過した場合は、いわば手形の正規の活動期間は終了したわけであるから、それ以後の裏書には裏書本来の効力を認める必要はない。ただし、手形債務者としては、手形の通常の活動期間満了の時に於ける所持人に対し債務を履行する意思で、すなわち、右期間経過後は手形の流通が終了することを予期して債務を負担しているのであるから、その後の手形の移転によつて責任の内容が加重せしめられない利益を有するというべく、他方、所持人の側からみても、かかる手形は不渡になつたことが手形より明らかであるから、これに通常の流通力を与える必要はないからである。

このような理由から、期限後裏書には、指名債権譲渡の効力しか与えられない(手一〇条)。指名債権譲渡の効力であるから、いわゆる抗弁切断の效果(手一七)を生ぜず、期限後裏書の被裏書人は、裏書人の地位をそのまま承継することになる。本件の場合、手形引受の原因関係である契約が解除されたのであるから、引受人は原因関係の当事者である振出人に対し手形の支払を拒むことができる。引受人のこの抗弁は、いわゆる人的抗弁であり、振出人から手形の裏書譲渡をうけた訴外銀行に対しては、同銀行が手形法一七条但書に該当するものでなければこれを対抗しえない。原審確定の事実によれば、同銀行は手形法一七条但書に該当するものではなかつたのであるから、同銀行から期限後裏書により手形を譲受けた被裏書人は、期限後裏書人たる同銀行の所持人たる地位をそのまま承継したものと見做すべく、期限後裏書人に対抗できない抗弁をその被裏書人に対抗できないことは、これもまた当然のことである。しかるに期限後の被裏書人に裏書人から承継したものでない固有の悪意がある場合(ここにいわゆる悪意とはいかなるものをいうか、手一七条)、手形債務者は期限前裏書によりいつたん切断されている抗弁を、被裏書人に対抗できると主張したのが本件の上告理由であり、その根拠は、指名債権譲渡に関する民法四六八条二項におかれている。本判決はこれを排斥して、期限前裏書によりいつたん切断されている抗弁は、期限後の被裏書人の善意悪意を問わず債務者において対抗できない旨を

示したものである。もつとも最高裁判所は本件と同じ事案に対し、すでに同趣旨の見解を示しており（最判昭二九・三一、民集八・六八八参照）、本判件にそれ以上の意義を見出すことはできない。ただ本判決には、結論を全く異にする反対意見がある点に注目する必要がある。

二 期限後裏書も手形の譲渡方法としての裏書であるから、裏書または白地式裏書ある手形の引渡のみによつて、裏書人の有する一切の手形上の権利が被裏書人に移転する。ただこの移転的効力が期限前の裏書と異なり、指名債権譲渡の効力しかないから、期限後裏書人の手形債権はその同一性を失わずに被裏書人に移転し、被裏書人は裏書人の有する以上の権利を取得することはできない。その当然の結果として、抗弁切断の効果（手一七）は生ぜず、手形債務者は、期限後の裏書人に対抗できるすべての抗弁を被裏書人に対抗することができ、期限後の被裏書人は第一の被裏書人たると否とを問わず（大判明四二・六・一〇、〇民録一五・五六〇）、また手形面に現われない中間譲受人に対しても対抗でき（山尾・新し形）、かつその善意悪意を問わない（大判大一二・二二〇、一六民集二・八三）。期限後裏書が指名債権譲渡の効力のみを有するというのは、右のような点にとどまり、それ以上に債権譲渡に関する民法上の対抗要件まで必要とする趣旨でないことはいうまでもない。すなわち、裏書または白地式裏書ある手形の引渡によつて、債務者に対する対抗要件も完全にそなわつた権利移転の効力を生ずる（それに対応して資格授与的効力（手一六条一）を生じ、また債務者のための免責的効力（手四〇条Ⅱ）も期限後裏書に生ずる）。

ところで民法上の指名債権の譲渡は、これを債務者に対抗するために通知または承諾を必要とし（民四六）、しかも債務者に対する対抗力は、通知（異議をとどめた承諾の場合も同様）と異議をとどめない承諾とで異なる（民四六八条Ⅰ、Ⅱ参照）。したがつて、対抗力の違いに応じて、譲受人の地位も異なつてくるわけであるが、これを期限後裏書の移転的効力と対比してみると、債務者の異議をとどめない承諾に公信力を認めた民法四六八条一項本文の効果は、期限後裏書に生じないことは明らかである。けだし、期限後裏書にかかる公信力を認める基礎はないからである（もつとも期限後において手形を裏書によらず指名債権譲渡の方法で移転しうることは、判例（大判昭二二・六・一四民集

一六八(一四)の認めるところであるから、その(一)結局、期限後裏書の効力は、通知を対抗力とする債権譲渡の効力(民四六)と同範囲(一六八)にかかる公信力を生ずることもありうる。であり(一)同範囲であるとしても、右規定の適用をそのまま用いるのではない(一)またその立法の趣旨からみても、一方は、手形の正規の活動期間終了後の裏書によつて債務者の地位を予期以上に不利益にしてはならない趣旨であり、他方は、単なる通知による債権譲渡により債務者の不利益を増加してはならない趣旨であるから、両効果はその基礎を共通にするものである。本件の一審判決が民法四六八条二項を無雑作に適用して、債務者は「……原告の善意悪意を問わず債権譲渡通知に相当する本件手形の期限後裏書並に、交付の日迄に生じた右手形原因消滅の事由を以て原告に対抗することができ……」と解してXの請求を棄却し、また本判決に附加された藤田裁判官の反対意見が、「……手形債務者が後裏書の被譲書人に対して、前者たる裏書人に関係なく有する抗弁を対抗し得ることを妨げるものでないことは、また指名債権譲渡の場合と同じであるといわなければならない」と述べているのは、まさにこの点をとらえての立論と臆測しうる。

しかし、この反対意見の立場には賛成できない。なるほど債権譲渡の効力が民法四六八条二項の範囲にとどまる限り、債務者は譲受人に対し、その直接の譲渡人に関係なく有する事由を対抗することができる(もちろん右条項の適用上、通)。指名債権の譲受人は、同一性を失わなままの債権を取得するにすぎないからである(したがつてこの効果は指名債権譲渡の当然の結果であつて譲受人の善意悪意により左右されるもの)。しかし、このことがあてはまるのは、期限後裏書により手形債権を譲渡した裏書人とその被裏書人との範囲についてのみである。すなわち、期限後の裏書人が数人あれば、債務者は所持人に対し、その直接の前者であるか否かを問わず、かつ所持人の善意悪意を問わず、期限後のすべての裏書人に対抗できる一切の抗弁を対抗することができる、あたかも民法四六八条二項の場合と同じである。期限後裏書が指名債権譲渡の効力のみを有するとは、右のような趣旨である。したがつて、債務者がそれ以上に期限前の裏書人に対抗しうる抗弁まで対抗できるのは、期限後裏

書人にかかる抗弁が対抗できる場合に限られるわけであり、すなわち、期限前裏書に抗弁切断の効果を生じない場合だけである（手一七）。本件のように、期限前裏書により抗弁は切断され、債務者は期限後裏書人に有効に対抗しうる抗弁を有しなかつたのであるから、期限後の被裏書人に対してもその善意悪意を問わず、かかる抗弁を対抗しえないことは当然である。結局、多数意見が正当であり、反対意見は期限後裏書の効力を誤解しているといわざるをえない。

（一九六三・七・二四）